

村上市監査委員公表第1号

平成29年度

村上市財政援助団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により公表します。

平成30年2月8日

村上市監査委員

瀬 賀 良

小 杉 和 也

平成29年度 村上市財政援助団体監査報告書

1 監査の期間

平成29年10月2日～平成30年2月8日

2 監査実施団体及び期日

平成28年度に交付した補助金、交付金、負担金の被補助団体を対象とし、次の団体について監査を実施した。(法令によるものや、他の地方公共団体等を含めて構成している団体への負担金を除く。)

監査実施団体（補助金等の名称）	書類監査・聴取実施期日
岩船港利用促進協議会（岩船港利用促進協議会負担金）	11月20日
村上市社会福祉協議会（村上市社会福祉協議会運営費補助金）	
村上市社会福祉協議会（村上市社会福祉協議会事業費補助金）	
瀬波温泉二丁目区（瀬波温泉集会施設整備事業補助金）	11月28日
上町商栄会（まちなか景観魅力アップ事業補助金）	
大町振興会（まちなか景観魅力アップ事業補助金）	

3 監査の場所

村上市役所 監査委員室

4 監査の方法

平成28年度に財政援助をした団体について、資料を所管課から提出させた。

提出資料件数は補助金、交付金で218件、負担金で30件であったが、この中から前出の補助金4件、負担金1件を抽出し、監査を行った。

監査の内容は、市補助金等交付規則による交付申請及び事業実績報告等の事務処理が適正に行われ、かつ補助金等が交付目的に沿って適正に支出されているかなどについて、関係書類の点検を行い、必要に応じ、所管課職員の出席を求め業務内容等の説明を受けた。

5 監査の結果

①共通事項

○補助金等の申請等について

各団体とも、補助金等の交付申請書及び事業実績報告書等の関係書類は、市補助金等交付規則に定められたとおり、適正に事務処理が行われており、一部改善点は見られたものの概ね良好であった。

②個別事項

○岩船港利用促進協議会（岩船港利用促進協議会負担金）

協議会の関係書類に市の負担金額及び会費の算定根拠が明確に記載されていなかった。所管課においては、適切な指導に努めていただきたい。

○村上市社会福祉協議会（村上市社会福祉協議会運営費・事業費補助金）

補助金額の算定根拠となる人件費や事業費の負担割合の基準が明確に定まっていない。補助額を算出する際にも必要になると思われるので、算定基準の検討をしていただきたい。

また、補助金の使途について書類での確認が困難な箇所があったので、提出書類が不足にならないよう所管課においては、適切な指導に努めていただきたい。

○瀬波温泉二丁目区（瀬波温泉集会施設整備事業補助金）

補助金額の算定基準に不明瞭な記述があったので、今後要綱を規定する際は、細心の注意を払っていただきたい。

○上町商栄会（まちなか景観魅力アップ事業補助金）

補助対象外となる経費の記載が一部不明瞭であったので、要綱はわかりやすい文言にすることを検討していただきたい。